

令和5年度第4回一関市協働推進会議

日時 令和5年11月29日（水）

午後2時～午後4時

場所 川崎農村環境改善センター

多目的ホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 説明及び意見交換

(1) 一関市協働推進計画（第3次）（案）について……………資料

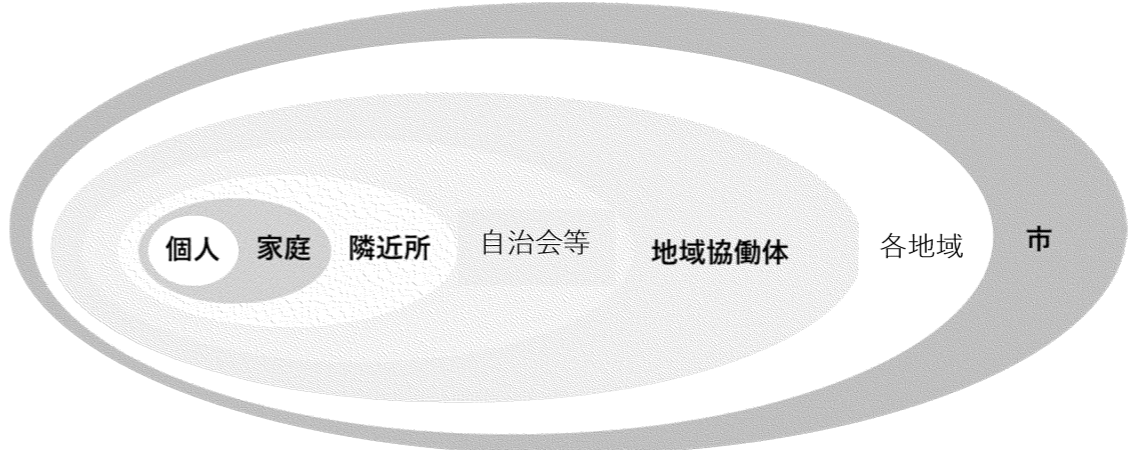
4 その他

5 閉 会

現行計画	見直し（案）	修正事項
<p style="text-align: center;"> 一関市地域協働推進計画 （第2次） わっしょい みんなでかつごう いちのせき みんなで創る地域協働の仕組み 平成31年4月 一関市 </p>	<p style="text-align: center;"> 一関市協働推進計画 （第3次） 令和6年度～令和10年度 わっしょい みんなでかつごう いちのせき 令和6年4月 一関市 </p>	<p>名称</p> <p>計画期間の追加</p> <p>削除</p> <p>策定年を更新</p>

現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>目次</p> <p>第1章 第2次一関市地域協働推進計画の基本的事項</p> <p>1 計画策定の目的と位置付け 1</p> <p>2 計画の期間 1</p> <p>3 地域協働の定義 1</p> <p>4 地域協働体の位置付けと役割等 2</p> <p>第2章 第1次計画の取組成果と課題</p> <p>1 これまでの地域協働の推進に関する取組の経過 3</p> <p>2 地域づくり計画の達成状況 4</p> <p>3 第1次計画の主な成果 6</p> <p>4 第1次計画における課題 8</p> <p>第3章 本計画の基本方針と取組</p> <p>1 本計画の目指す姿 10</p> <p>2 地域協働の推進にあたっての基本的な考え方 10</p> <p>3 施策の基本方針 11</p> <p>4 主要な施策・事業 13</p> <p>(1) 地域協働の仕組みと組織づくり 13</p> <p>(2) 地域人材の育成と確保 15</p> <p>(3) 地域の特性を活かした取組の推進 16</p> <p>(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化 18</p> <p>(5) 企業の参画促進 19</p> <p>5 市民センターの活用 20</p> <p>6 地域による市民センターの管理 22</p> <p>第4章 計画の推進に向けて</p> <p>1 計画の推進体制 24</p> <p>2 計画の進行管理（実効性の確保） 24</p> <p>3 計画期間内における施策の見直し 25</p> <p>4 みんなで創る地域協働の仕組みとイメージ 25</p> <p>資料編 27</p>	<p>目次</p> <p>第1章 第2次一関市地域協働推進計画の基本的事項</p> <p>1 計画策定の背景と趣旨 1</p> <p>2 計画の位置付け 1</p> <p>3 計画の期間 2</p> <p>4 用語の定義 2</p> <p>第2章 第2次計画の取組成果と課題</p> <p>1 これまでの地域協働の推進に関する取組の経過 3</p> <p>2 地域づくり計画の達成状況 4</p> <p>3 第2次計画の主な成果 6</p> <p>4 第2次計画における課題 8</p> <p>第3章 本計画の基本方針と取組</p> <p>1 前計画からの見直しについて 10</p> <p>2 本計画の目指す姿 10</p> <p>3-1 協働の考え方 10</p> <p>3-2 地域協働の推進にあたっての基本的な考え方 11</p> <p>3-3 地域協働体の位置付けと役割 11</p> <p>4 施策の基本方針 13</p> <p>5 主要な施策・事業 15</p> <p>6 成果指標 21</p> <p>第4章 計画の推進に向けて</p> <p>1 計画の推進体制 22</p> <p>2 計画の進行管理 22</p> <p>3 SDGsと本計画の関連性 22</p> <p>資料編 23</p>	

現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>第1章 第2次一関市地域協働推進計画の基本的事項</p> <p>1 計画策定の目的と位置付け</p> <p>一関市地域協働推進計画（以下「第1次計画」という。）は、身近な地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくり※1の進め方を、「行政主導型」から、地域と行政※2が連携して進める「地域協働型」へ転換し、「市民主体の地域づくり活動の促進」と「市民と行政の協働によるまちづくり※3の推進」を図るため、平成26年3月に策定されました。</p> <p>その後、地域協働体の設立や地域づくり計画の策定が進み、各地域協働体によりさまざまな取り組みが行われています。また、公民館を市民センターに移行したことにより、生涯学習、社会教育、地域づくりの拠点としてその果たす役割は大きくなってきています。</p> <p>この第2次一関市地域協働推進計画（以下「本計画」という。）は、第1次計画の進捗状況や各地域で開催した住民懇談会での意見や要望、地域協働体へのアンケート調査の結果などを踏まえ、これまでに取り組んできた協働の仕組みづくりをさらに進め、地域協働を推進するために策定するものです。</p> <p>また、本計画は一関市総合計画を上位計画とし、基本計画で定める「市民と行政との協働によるまちづくりの推進」の実行計画である「一関市協働推進アクションプラン」（平成22年12月策定）（以下「アクションプラン」という。）の協働アクションの一つである「協働のための仕組みづくり」を推進するための計画とするものです。</p> <p>2 計画の期間</p> <p>本計画は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。</p> <p>ただし、計画期間中において適時、必要な見直しを行います。</p> <p>3 地域協働の定義</p> <p>本計画において、「地域協働」とは、「地域の自治会（民区、町内会、集落公民館などを含む。以下同じ。）、各種団体、市民、民間事業者（企業）などの多様な主体が、一定の地域において互いに、又は行政と地域の特性や課題などを共有したうえで、役割を分担しながら、地域課題の解決や地域の実情に沿って地域づくりに取り組むこと。」と定義します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※1 地域づくり：地域、地区ごとの「人」「活動」などの活性化に向けた取組 ※2 行政：市長、教育委員会、農業委員会などの行政機関の総体 ※3 まちづくり：市全体の「人」「活動」などの活性化に向けた取組</p> </div>	<p>第1章 第3次一関市協働推進計画の基本的事項</p> <p>1 背景と趣旨</p> <p>本市では、協働のまちづくりの推進を施策に掲げ、平成22年12月に「一関市協働推進アクションプラン」を策定し、協働のための「人づくり」「環境づくり」「仕組みづくり」に取り組み始めました。</p> <p>その後、平成26年度には、市民主体の地域づくり活動の促進と、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する分野別計画として「一関市地域協働推進計画」を策定しました。</p> <p>平成30年度には地域協働推進計画の計画期間の終了に伴い、これまでに取り組んできた協働の仕組みづくりをさらに進めるため、第2次の「一関市地域協働推進計画」を策定しました。</p> <p>また、令和4年3月には、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応した協働のまちづくりをより一層推進するため、一関市協働推進アクションプランの見直しを行い、第2次の「一関市協働基本計画」を策定しました。</p> <p>この間、少子・高齢化と人口減少が喫緊の課題となる中、地域を取り巻く環境や価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響に伴い、社会を取り巻く情勢が大きく変化しています。様々な市民ニーズに対応していくためには、多様な担い手がそれぞれの特性を生かしながら、市民と行政が協力し課題解決に取り組むことがますます必要になって来ています。</p> <p>今回、第2次の「一関市地域協働推進計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組における課題を整理し、新たな視点を取り入れることで、協働のまちづくりをさらに推し進めていく必要があります。これまで、地域協働体の設立や市民センターの指定管理者制度の導入など、協働のための「仕組みづくり」に特化し取組を進めてきましたが、各地域で開催した住民懇談会での意見や、地域協働体へのアンケート調査の結果などを踏まえ、「仕組みづくり」に加え、「人づくり」及び「環境づくり」の推進を一体的に取り組んでいくことが有効と考え、第3次の「一関市協働推進計画」として計画を策定いたします。</p> <p>本市では、市民と行政の協働のまちづくりのため、市民が主体となって行う地域づくり活動を支援し、地域協働の推進に取り組んできました。引き続き、この協働の仕組みの実践により地域協働を進め、一関市総合計画に示されている将来像の実現を目指します。</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>本計画は、一関市総合計画（以下「総合計画」という。）を上位計画とし、総合計画基本計画で定める「市民と行政との協働のまちづくりの推進」の実行計画である、「一関市協働基本計画」に定める協働の取組を推進するための、計画とするものです。</p>	<p>名称の修正</p> <p>項目及び内容の修正</p> <p>位置付けの項目の追加</p>


現行計画	見直し（案）	修正事項												
<p>4 地域協働体の位置付けと役割等</p> <p>(1) 地域協働体の位置付け</p> <p>① 地域住民や各種団体等と情報共有、連携、調整を行い、地域の特性を活かした地域づくりや地域課題の解決に取り組むなど地域コミュニティを代表する組織です。</p> <p>② 地域課題に関する市民の意見を市の施策に反映させるため、当該地域における行政事業に関し、地域を代表して意見するなど協働のまちづくりを進めるための行政のメインパートナーです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協働体は、地域づくり計画の実行を推進する。行政は、地域づくり計画など地域協働体で決定された事項を尊重し、市の施策への反映に努める。 地域の実情に応じ、地域が行った方が効果的、効率的な事業を行政と協議のうえ、実施する。（公園等の管理運営、道路等維持、子育て・福祉事業の運営など） <p>(2) 地域協働体の役割</p> <p>アクションプランにおいては、地域協働体に5つの役割を期待しています。</p> <p>例示すると次のような活動の視点や事業等が考えられますが、地域の実情に応じて、地域協働体が必要な取組を実践します。</p> <table border="1" data-bbox="237 1003 1350 1810"> <thead> <tr> <th>区分 (アクションプランより)</th> <th>活動の事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①行政機能や基礎的コミュニティ機能の支援・補完</td> <td>・単位自治会や単独の地域組織でできないことへの連携対応 ・活動拠点としての施設の管理運営 ・市総合計画等への意見提出や市の施策への提案 ・公共施設の管理運営 など</td> </tr> <tr> <td>②多様な住民参画を通じたコミュニティ機能の再生・創出</td> <td>・高齢者サロン、買物代行、子育てサロン、子どもフェスタ ・環境パトロール、防犯パトロール ・都市と農村の交流事業 など</td> </tr> <tr> <td>③民主的な地域意見の調整や集約</td> <td>・アンケート、意見交換、ワークショップ ・将来ビジョン、地域づくり計画の策定と推進 ・地域要望、ニーズの取りまとめと提案 など</td> </tr> <tr> <td>④コミュニティ活動を通じた地域の人材育成、確保</td> <td>・各種事業の実施による地域内交流の促進、人材育成 ・研修会、講演会、視察、講座の実施 ・活動や交流を通じた地域人材の発掘 など</td> </tr> <tr> <td>⑤新たなまちづくりや活性化の実現</td> <td>・夏まつり、食のバザール、文化祭、体験学習等の受入 ・共同店舗運営、農産物の加工、提携販売、特産品開発販売 ・地域住民の買い物支援 ・高齢者世帯の見守り など</td> </tr> </tbody> </table>	区分 (アクションプランより)	活動の事例	①行政機能や基礎的コミュニティ機能の支援・補完	・単位自治会や単独の地域組織でできないことへの連携対応 ・活動拠点としての施設の管理運営 ・市総合計画等への意見提出や市の施策への提案 ・公共施設の管理運営 など	②多様な住民参画を通じたコミュニティ機能の再生・創出	・高齢者サロン、買物代行、子育てサロン、子どもフェスタ ・環境パトロール、防犯パトロール ・都市と農村の交流事業 など	③民主的な地域意見の調整や集約	・アンケート、意見交換、ワークショップ ・将来ビジョン、地域づくり計画の策定と推進 ・地域要望、ニーズの取りまとめと提案 など	④コミュニティ活動を通じた地域の人材育成、確保	・各種事業の実施による地域内交流の促進、人材育成 ・研修会、講演会、視察、講座の実施 ・活動や交流を通じた地域人材の発掘 など	⑤新たなまちづくりや活性化の実現	・夏まつり、食のバザール、文化祭、体験学習等の受入 ・共同店舗運営、農産物の加工、提携販売、特産品開発販売 ・地域住民の買い物支援 ・高齢者世帯の見守り など	<p>3 計画の期間</p> <p>本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、総合計画との整合性を図るとともに、状況に応じて必要な見直しを行います。</p> <p>4 用語の定義</p> <p>本計画で使用する用語を、次のとおり定義します。</p> <p>(1) 協働 協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動すること</p> <p>(2) 地域協働 地域の自治会（民区、町内会、集落公民館などを含む。以下同じ。）、各種団体、市民、民間事業者（企業）などの多様な主体が、一定の地域において互いに、又は行政と地域の特性や課題などを共有したうえで、役割を分担しながら、地域課題の解決や地域の実情に沿って地域づくりに取り組むこと。</p> <p>(3) 地域協働体 一定の区域において、自治会や地域の各種団体などが中心となって形成された団体で、地域づくり計画に基づき、地域課題の解決に向けた地域づくり活動を持続的に実践する組織</p> <p>(4) 補完性の原則 個人や家庭、地域でできることは自助、共助で解決し、それでも解決できない場合は、地域と行政との協働、もしくは公助として行政が補完、支援すること。</p> <p>協働のまちづくりにおける補完性の原則のイメージ図</p> 	<p>用語の定義の追加</p>
区分 (アクションプランより)	活動の事例													
①行政機能や基礎的コミュニティ機能の支援・補完	・単位自治会や単独の地域組織でできないことへの連携対応 ・活動拠点としての施設の管理運営 ・市総合計画等への意見提出や市の施策への提案 ・公共施設の管理運営 など													
②多様な住民参画を通じたコミュニティ機能の再生・創出	・高齢者サロン、買物代行、子育てサロン、子どもフェスタ ・環境パトロール、防犯パトロール ・都市と農村の交流事業 など													
③民主的な地域意見の調整や集約	・アンケート、意見交換、ワークショップ ・将来ビジョン、地域づくり計画の策定と推進 ・地域要望、ニーズの取りまとめと提案 など													
④コミュニティ活動を通じた地域の人材育成、確保	・各種事業の実施による地域内交流の促進、人材育成 ・研修会、講演会、視察、講座の実施 ・活動や交流を通じた地域人材の発掘 など													
⑤新たなまちづくりや活性化の実現	・夏まつり、食のバザール、文化祭、体験学習等の受入 ・共同店舗運営、農産物の加工、提携販売、特産品開発販売 ・地域住民の買い物支援 ・高齢者世帯の見守り など													

現行計画	見直し（案）	修正事項														
<p>第2章 第1次計画の取組成果と課題</p> <p>1 これまでの地域協働の推進に関する取組の経過</p> <p>地域や行政を取り巻く社会経済情勢などの変化に伴い、従来の行政主導のまちづくりから、地域と行政が協働したまちづくりが必要となってきました。</p> <p>本市では、平成25年に「地域協働の仕組みづくり検討会議」（市民委員12人で構成）から提言を受け、これを踏まえ第1次計画を平成26年3月に策定しました。</p> <p>この計画において、地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした支援制度の構築から実施までに至る基本的な事項を定め、協働のまちづくりに取り組んできました。</p> <p>この第1次計画のもと、市内33の地域で地域協働体が設立され、各地域の特色を生かした事業が展開されています。その一方で、地域を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進展や人口減少の影響などで核家族化や高齢者の一人暮らし世帯が増加し、また、地域づくり活動の参加者や担い手の減少、各種団体の役員の高齢化など、様々な課題に直面しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（主な経過）</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">平成22年度</td> <td>一関市協働推進アクションプラン策定（H23.4 施行）</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>地域協働の仕組みづくり検討会議設置 専任集落支援員の配置</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>一関市地域協働推進計画策定（H26.4 施行/地域説明会の開催） 地域協働体の設立が始まる 地域協働体支援事業補助金創設 地域協働推進員の配置開始</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>公民館を市民センターに移行 地域担当職員を配置 地域協働体活動費補助金（ひと・まち応援金）創設</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>市民センター指定管理者制度の導入開始</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>地域協働体と市との意見交換会開催</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>地域協働支援員の配置 一関市協働推進計画（第2次）策定に向けた住民懇談会の開催</td> </tr> </table> </div>	平成22年度	一関市協働推進アクションプラン策定（H23.4 施行）	平成25年度	地域協働の仕組みづくり検討会議設置 専任集落支援員の配置	平成26年度	一関市地域協働推進計画策定（H26.4 施行/地域説明会の開催） 地域協働体の設立が始まる 地域協働体支援事業補助金創設 地域協働推進員の配置開始	平成27年度	公民館を市民センターに移行 地域担当職員を配置 地域協働体活動費補助金（ひと・まち応援金）創設	平成28年度	市民センター指定管理者制度の導入開始	平成29年度	地域協働体と市との意見交換会開催	平成30年度	地域協働支援員の配置 一関市協働推進計画（第2次）策定に向けた住民懇談会の開催	<p>第2章 第2次計画の取組成果と課題</p> <p>1 これまでの地域協働の推進に係る取組の経過</p> <p>地域や行政を取り巻く社会情勢などの変化に伴い、従来の行政主導のまちづくりから、地域と行政が協働したまちづくりが必要となったことから、平成26年3月に第1次地域協働推進計画を策定し、地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした支援制度の構築から実施に至るまでの基本的な事項を定め、協働のまちづくりに取り組んできました。</p> <p>第1次計画の下、市内33の地域で地域協働体が設立され、各地域の特色を生かした事業が展開されてきました。</p> <p>また、第2次計画の下では、地域協働体が市民センターの管理運営を行うことにより、市民主体の地域づくり活動を促進するうえでより効果的であることから、段階的・年次計画的に地域管理を進め、令和5年度までに30の市民センターで、地域による管理が行われ、地域づくりの拠点としての機能の充実を図ってきました。</p> <p>しかし、地域を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進展や人口減少の影響などで高齢者世帯の増加や地域活動の参加者や担い手の減少、各種団体の役員の高齢化など、現在の地域課題は複雑、多様化していることから、引き続き地域協働体、市民、企業、行政など多様な主体が協働しながら、課題解決に向けた活動を活性化させていくことが必要です。</p>	<p>文言の修正</p>
平成22年度	一関市協働推進アクションプラン策定（H23.4 施行）															
平成25年度	地域協働の仕組みづくり検討会議設置 専任集落支援員の配置															
平成26年度	一関市地域協働推進計画策定（H26.4 施行/地域説明会の開催） 地域協働体の設立が始まる 地域協働体支援事業補助金創設 地域協働推進員の配置開始															
平成27年度	公民館を市民センターに移行 地域担当職員を配置 地域協働体活動費補助金（ひと・まち応援金）創設															
平成28年度	市民センター指定管理者制度の導入開始															
平成29年度	地域協働体と市との意見交換会開催															
平成30年度	地域協働支援員の配置 一関市協働推進計画（第2次）策定に向けた住民懇談会の開催															


現行計画	見直し（案）	修正事項																																																
<p>2 地域づくり計画の達成状況</p> <p>これまで第1次計画に沿って、各地域協働体が独自に策定した地域づくり計画におけるそれぞれの事業がどの程度の達成状況か、また、第1次計画における行政施策への評価について、地域協働体に対しアンケート調査を実施したところ、次のような結果となりました。（対象 33 団体 / 回答 33 団体 回答率 100%）</p> <p>(1) 第1次計画における地域協働体の事業等の達成状況</p> <div data-bbox="255 514 1317 1522" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">地域協働体による達成状況</p> <p>■上回る取組み ■ほぼ達成 ■まあまあ達成 ■あまり進んでいない ■ほとんど進んでいない</p> <table border="1"> <caption>地域協働体による達成状況のデータ</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>上回る取組み</th> <th>ほぼ達成</th> <th>まあまあ達成</th> <th>あまり進んでいない</th> <th>ほとんど進んでいない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①行政機能の支援</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>②多様な機能の創出</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>③民主的意見の調整</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>④地域の人材育成</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>⑤新たな活性化実現</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>⑥計画の進捗度合</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑦意識啓発の浸透</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑧地域協働体として今後取り組みたい地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境の改善（公共交通の充実、空き家・空き店舗対策） ・ 高齢者対策（ごみ捨て・除雪等の支援、買い物困難者への支援） ・ 人口減少への対応及び若者の事業参画、住民の意識啓発への取組等 ・ 地域コミュニティの再生 ・ 特産品開発等の産業振興 </div> <p>(まとめ)</p> <p>各地域協働体では、概ね策定した計画に沿って、地域の特性を活かした地域づくりの事業が進んでいますが、一部に事業の展開が進んでいない地域協働体もあり、今後、地域づくり計画の見直しも含めて重点的な対応策を検討する必要があります。特に、住民への意識啓発の不足が懸念されるとする地域協働体もあることから、地域協働にかかる啓発活動や人材育成を目的とした研修会等の必要性も挙げられています。</p>	項目	上回る取組み	ほぼ達成	まあまあ達成	あまり進んでいない	ほとんど進んでいない	①行政機能の支援	1	10	16	5	1	②多様な機能の創出	1	12	13	6	1	③民主的意見の調整	0	12	12	5	4	④地域の人材育成	1	9	15	7	1	⑤新たな活性化実現	2	15	10	3	2	⑥計画の進捗度合	1	7	17	8	0	⑦意識啓発の浸透	1	6	10	15	1	<p>2 地域づくり計画の達成状況</p> <p>(1) 第2次計画における地域協働体の事業等の達成状況</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">取りまとめ中</p>	
項目	上回る取組み	ほぼ達成	まあまあ達成	あまり進んでいない	ほとんど進んでいない																																													
①行政機能の支援	1	10	16	5	1																																													
②多様な機能の創出	1	12	13	6	1																																													
③民主的意見の調整	0	12	12	5	4																																													
④地域の人材育成	1	9	15	7	1																																													
⑤新たな活性化実現	2	15	10	3	2																																													
⑥計画の進捗度合	1	7	17	8	0																																													
⑦意識啓発の浸透	1	6	10	15	1																																													

現行計画	見直し（案）	修正事項																																																												
<p>(2) 第1次計画における行政の施策に対する評価</p> <div data-bbox="261 247 1329 1234" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">行政施策に対する評価</p> <p style="text-align: center;">■満足 ■ほぼ満足 ■普通 ■やや不満 ■不満</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>満足</th> <th>ほぼ満足</th> <th>普通</th> <th>やや不満</th> <th>不満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①地域協働体設立支援</td><td>1</td><td>11</td><td>14</td><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>②計画策定支援</td><td>2</td><td>13</td><td>11</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr><td>③意見交換の場の設置</td><td>0</td><td>6</td><td>16</td><td>8</td><td>2</td></tr> <tr><td>④財政的支援</td><td>1</td><td>5</td><td>16</td><td>11</td><td>0</td></tr> <tr><td>⑤職員への支援</td><td>0</td><td>7</td><td>6</td><td>17</td><td>3</td></tr> <tr><td>⑥研修情報提供</td><td>1</td><td>10</td><td>17</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td>⑦担当職員の配置</td><td>2</td><td>9</td><td>13</td><td>9</td><td>0</td></tr> <tr><td>⑧指定管理者制度</td><td>0</td><td>7</td><td>10</td><td>10</td><td>3</td></tr> <tr><td>⑨いちのせき市民活動センターの支援</td><td>6</td><td>12</td><td>12</td><td>3</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>⑩行政施策についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協働体と連携した協働のまちづくりの啓発に取り組んでほしい。 ・ アンケート調査結果に基づいた課題の解消と現場に即した施策対応。 ・ 市の総合計画に地域毎の協働推進の在り方を示唆してほしい。 ・ 地域づくり計画を基に市の総合計画に反映してもらいたい。 ・ 将来的な指定管理制度への不安がある。 </div> <p>(まとめ)</p> <p>行政の施策に対しては、いちのせき市民活動センターによる助言をはじめとした、地域協働体設立時に係る支援体制には、全般的には「満足・ほぼ満足・普通」の評価でしたが、具体的な改善事項を指摘している地域協働体も多く見られました。特に、補助金の対象経費の見直し要望が多くあり、事務局を預かる現場の声が強く反映されています。</p> <p>また、市民センターの地域管理については、移行した地域協働体にとって経理事務の改善や研修機会の増加要望も多くあり、これから移行を検討している地域協働体にとっては、将来的な財政的裏付けに不安があるとの意見もありました。</p>	施策	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	①地域協働体設立支援	1	11	14	7	0	②計画策定支援	2	13	11	6	1	③意見交換の場の設置	0	6	16	8	2	④財政的支援	1	5	16	11	0	⑤職員への支援	0	7	6	17	3	⑥研修情報提供	1	10	17	4	1	⑦担当職員の配置	2	9	13	9	0	⑧指定管理者制度	0	7	10	10	3	⑨いちのせき市民活動センターの支援	6	12	12	3	0	<p>(2) 第2次計画における行政の施策に対する評価</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">取りまとめ中</p>	
施策	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満																																																									
①地域協働体設立支援	1	11	14	7	0																																																									
②計画策定支援	2	13	11	6	1																																																									
③意見交換の場の設置	0	6	16	8	2																																																									
④財政的支援	1	5	16	11	0																																																									
⑤職員への支援	0	7	6	17	3																																																									
⑥研修情報提供	1	10	17	4	1																																																									
⑦担当職員の配置	2	9	13	9	0																																																									
⑧指定管理者制度	0	7	10	10	3																																																									
⑨いちのせき市民活動センターの支援	6	12	12	3	0																																																									

現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>3 第1次計画の主な成果</p> <p>本市では、第1次計画に基づき協働のまちづくりを推進してきました。これまでの取組の主な成果は次のとおりです。</p> <p>(1) 地域協働体の設立及び地域づくり計画の推進</p> <p>アクションプランに掲げる「地域協働体」の役割や重要性の理解を深めながら、地域協働体の設立及び地域協働体による地域づくり計画の策定を支援してきました。その結果、市内33の地域で地域協働体が設立されるとともに地域づくり計画が策定され、各地域協働体では地域課題の解決のための事業が進められています。</p> <p>(2) 地域と行政との話し合い</p> <p>これまで移動市長室や地域協働体と行政との意見交換等を開催し、地域課題について意見交換を行うとともに、行政への意見・要望の把握に努めてきました。</p> <p>また、平成30年度には、市内34の全ての市民センターを会場に地域協働や公共交通をテーマに住民懇談会を開催し、地域づくりの進捗状況や公共交通、移動手段の確保など地域が抱える課題について話し合いを行ってきました。</p> <p>(3) 支援制度の創設及び地域担当職員の配置</p> <p>地域協働体への支援として、「地域協働体支援事業補助金」及び「地域協働体活動費補助金」を創設し、地域協働体の設立や地域づくり計画に基づいた取組を支援してきました。</p> <p>また、地域協働体と行政とのパイプ役となる地域担当職員を配置して、地域協働の取組を推進してきました。さらに、地域協働体における各種事業や事務処理の円滑化を図るため、地域協働体が職員を雇用するために要する経費を支援してきました。</p> <p>(4) 公民館の市民センター化</p> <p>平成27年4月に従来の公民館を市民センターに移行し、これまでの生涯学習や社会教育の場としての機能に加え、地域が主体となって地域課題の解決に向けた取組を進められるよう、地域づくりの拠点としての機能の充実を図ってきました。</p> <p>(5) 市民センターの地域管理</p> <p>地域協働体が市民センターの管理運営を行うことにより、市民主体の地域づくり活動を促進するうえでより効果的であることから、段階的・年次計画的に地域管理を進めてきました。平成28年度から藤沢市民センターの指定管理者制度による管理が始まり、平成30年</p>	<p>3 第2次計画の主な成果</p> <p>本市では、第2次計画に基づきすべての人が地域を支え、創る一員として行動することにより「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る」ことを目指して取組を推進してきました。</p> <p>これまでの取組の主な成果は次のとおりです。</p> <p>(1) 地域協働の仕組みと組織づくり</p> <p>一関市地域協働推進計画に掲げる「地域協働体」の役割や重要性の理解を深めながら、地域協働体の設立に向けた取組や、各地域協働体が作成した地域づくり計画の見直しが〇地域で進められるなど、地域の現状に沿った地域課題の解決のための事業が進められてきました。</p> <p>また、移動市長室や地域協働体と市の意見交換会の開催、地域協働や公共交通をテーマにした住民懇談会を開催するなど、地域課題についての話し合いを行い、行政への意見・要望の把握に努めました。</p> <p>さらに、協働のまちづくりを広く住民に理解してもらうため、いちのせき協働ニュース「輪っしょい！」を発行するなど、継続した啓発活動を行いました。</p> <p>(2) 地域人材の育成と確保</p> <p>地域協働体の職員を対象とした階層別職員研修の開催や、自治会を対象とした自治会長サミットの開催など、地域の人材育成に繋がる学習の機会を提供しました。</p> <p>(3) 地域の特性を活かした取組の推進</p> <p>これまで以上に地域協働体の自主的、主体的な取組を促進するため、「地域協働体活動費補助金」を見直して、「地域づくり交付金」を創設し、地域づくり計画に基づいた取組を支援してきました。</p> <p>また、指定管理者制度の導入により地域協働体が市民センターの管理運営を行い、活動の拠点とすることが、市民主体の地域づくり活動を促進するうえでより効果的であることから、段階的・年次計画的に指定管理を進め、令和5年度までに30の市民センターで、地域による管理が行われ、地域づくりの拠点としての機能の充実を図ってきました。</p> <p>さらに、地域協働体の活動をはじめ市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため、中間支援業務をNPO法人に委託し、地域及び市民組織と行政の間に立ち、地域づくり活動の支援に取り組んできました。</p>	<p>文言の修正</p> <p>項目の修正</p>

現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>度までに14の市民センターで、地域による管理が行われました。</p> <p>(6) 地域づくり及び市民活動の支援</p> <p>地域協働体の活動をはじめ市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため中間支援機能としての「いちのせき市民活動センター」業務をNPO法人に委託し、地域及び市民組織と行政の間に立ち、地域づくり活動の支援に取り組んできました。</p>  <p style="text-align: center;">写真</p> <p>■「地域協働」と「公共交通」を考える住民懇談会の様子 (藤沢地域：藤沢市民センター黄海分館)</p>  <p>■平成27年4月から公民館を市民センターに移行 (市広報「I-Style」平成27年2月1日号)</p> <p style="text-align: center;">写真</p> <p>■地域協働体による市民センターの指定管理 (千厩地域：一関市小梨市民センター)</p>	<p>また、地域協働体や市民センター、いちのせき市民活動センターが協力し、各種活動に若者や幅広い世代が参加できるような機会の創出に取り組んできました。</p> <p>(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化</p> <p>地域協働体相互の情報共有を図るため、成果報告会を開催したほか、いちのせき市民活動センターによる地域活動に関する情報提供や相談の場の提供により、地域協働体相互の交流が促進されています。</p> <p>また、地域協働体と行政とのパイプ役となる地域担当職員を配置しチーム会議を開催することにより、地域協働の取組支援及び連携強化につながりました。</p> <p>(5) 企業の参画促進</p> <p>環境保全や美化活動などの社会貢献活動や、地域活動へ参加するなど地域社会の一員としての取組が進められています。</p>	<p>文言の修正</p> <p>項目の修正</p>

現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>4 第1次計画における課題</p> <p>(1) 地域づくり計画の継続的な推進 地域協働体へのアンケートによると、地域づくりが順調に進んでいると回答した地域協働体が多い中で、一部の地域協働体では取組が遅れている状況にあります。地域づくり計画では将来像（ビジョン）を掲げ、地域の課題やその解決の方向性などが盛り込まれており、住み良い地域社会を創っていくためには、地域協働体において地域づくり計画を継続的に推進していくことが必要です。 また、組織体制や地域づくり計画の見直しを必要とする地域もあります。</p> <p>(2) 地域協働の啓発 第1次計画策定後、住民説明会や研修会などを開催して協働のまちづくりの啓発に取り組んできました。しかしながら、市民に広く地域協働の考え方や取組が浸透するまでに至っていない状況にあります。今後も継続的な啓発活動により、協働のまちづくりに対する理解を深めていく必要があります。</p> <p>(3) 担い手不足と若者の参画促進 少子高齢化や人口減少が進む中で、地域においては様々な取組を行っていますが、若い人の参加が少ない状況にあります。また、地域の役員のなり手が少なく、役員も高齢化しており、地域の人材育成が喫緊の課題となっています。さらに、若い人が各種事業に参加しやすい環境をつくるとともに、幅広い世代の参加が求められています。</p> <p>(4) 支援制度等の見直し 地域協働体支援事業補助金や地域協働体活動費補助金（通称ひと・まち応援金）などの制度を創設し、地域協働の取組を支援してきました。しかしながら、住民ニーズが多様化し、また、地域協働の取組が進む中で、地域協働体からは、課題の解決や事業の推進を図るため補助対象経費など支援制度の見直しが求められています。</p> <p>(5) 地域と行政の連携 これまで地域協働体と行政との連絡会や地域担当職員の配置などにより、地域と行政の連携を図ってきましたが、地域協働を進めるためには、一層の連携を図ることが必要となっています。さらに、地域協働体の活動状況に応じた、いちのせき市民活動センターによるサポートが求められています。</p>	<p>4 第2次計画における課題 第2次一関市地域協働推進計画に基づき、取組を進めてまいりましたが、各地域協働体を対象としたアンケートや住民懇談会での意見を踏まえ、次のような課題が挙げられます。</p> <p>(1) 地域づくり計画の継続的な推進 地域協働体へのアンケートによると、地域づくりが順調に進んでいると回答した地域協働体が多い中で、一部の地域協働体では取組が遅れている状況にあります。地域づくり計画には、各地域の将来像（ビジョン）を掲げ、地域の課題やその解決の方向性などが盛り込まれており、住み良い地域社会を創っていくためには、地域協働体を中心とした地域全体で、地域づくり計画を継続的に推進していくことが必要です。 また、社会情勢の変化や取組を進めていく中で、組織体制や地域づくり計画の見直しを必要とする地域もあります。</p> <p>(2) 地域協働の啓発 市が進める協働のまちづくりを浸透させていくための普及啓発などの取組が十分ではなかったことから、市民に広く地域協働の考え方や取組が浸透するまでに至っていない状況にあります。今後も継続的な普及啓発活動により、協働のまちづくりに対する理解を深めていく必要があります。</p> <p>(3) 後継者不足と若者の参画促進 少子高齢化と人口減少が進む中で、地域においては様々な活動が行われていますが、若者の参加が少なく、参加者が固定化している状況にあります。 また、地域の役員のなり手が少ないため、役員の高齢化も進み、長期間役員を引き受けざるを得ないや事務局や役員の負担が重いとの意見が出るなど、地域の人材育成が課題となっています。 若い人が各種活動に参加しやすい環境をつくるとともに、幅広い世代の参画が求められています。</p> <p>(4) 支援制度の見直し 地域協働体活動費補助金や地域づくり交付金などにより、地域協働の取組を支援してきましたが、地域協働体が進める課題の解決に向けた取組を進める中で、地域協働体の規模に応じた交付金の見直しや地域協働体職員の待遇改善が求められています。</p>	<p>文言の修正</p> <p>項目の修正</p>

現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>(6) 企業による地域協働への参画</p> <p>地域にとって、企業は雇用の場としてのみならず、地域社会の一員として大きな存在となっています。地域づくりを進めるうえで、企業による協働の取組への理解や、各種事業への参画が求められています。</p> <p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: center;">■地域の交流の場「コトブキカフェ」 (大東地域：摺沢振興会)</p>  <p style="text-align: center;">■ワークショップ 地域づくり計画策定のために開催 (一関地域：弥栄地区まちづくり協議会)</p> <p style="text-align: center;">■「まちづくりポスト」 川崎市民センターなど5カ所に設置し、住民の意見を受付 (川崎地域：川崎まちづくり協議会)</p> <p style="text-align: center;">写真</p> <p>■真柴地区文化祭 南小学校の児童と一関中学校の生徒50人がボランティアとして協力が (一関地域：真柴まちづくり協議会)</p>	<p>(5) 地域と行政の連携</p> <p>これまでも地域協働体と行政との連絡会議や地域担当職員の配置などにより、地域と行政の連携を図ってきましたが、地域協働を進めるためには、一層の連携を図ることが必要となっています。</p> <p>さらに、地域協働体の活動状況に応じた、いちのせき市民活動センターなどによる中間支援組織としてのサポートが引き続き求められています。</p> <p>(6) 企業による地域協働への参画</p> <p>市が進める協働のまちづくりを浸透させていくための普及啓発などの取組が十分ではなかったことから、企業の協働の取組への理解が進んでいません。</p> <p>企業の特性や専門性を生かし、地域課題解決に向けた取組を推進するため、情報の提供をより一層強化するとともに、企業と市民との協働の機会の創出や連携強化が求められています。</p>	<p>文言の修正</p> <p>項目の修正</p>

現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>第3章 本計画の基本方針と取組</p> <p>1 本計画の目指す姿 『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』</p> <p>少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変わりつつあり、また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化してきている今日の社会において、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、ともに行動することが重要です。</p> <p>本計画は、すべての人が地域を支え、創る一員として行動することにより「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る」ことを目指します。</p> <p>2 地域協働の推進にあたっての基本的な考え方 次の2つの基本的な考え方を踏まえ、本計画を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○自立型の地域づくり</p> <p>「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、自らが実践する自主・自立の地域づくりを促進していくこととします。</p> <p>また、地域で取り組むことがより効果的、効率的なもの、身近なところで自ら判断し実施した方がよいものなどについて、地域の創意と主体性を活かし取り組んでいきます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○補完性の原則</p> <p>これまで公共サービスは専ら行政が担うものとして、その範囲を拡大してきましたが、多様化する住民ニーズに対して、市民、地域、行政等が連携し、お互いが支えあい、補完しながら解決するという「補完性の原則^{※4}」の考え方を基本に進めていくこととします。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※4 補完性の原則：個人や家庭、地域でできることは自助・共助で解決し、それでもできない場合は、地域と行政との協働、もしくは公助として行政が補完、支援すること。</p> </div>	<p>第3章 本計画の基本方針と取組</p> <p>1 前計画からの見直しについて 本市では、協働のまちづくりの推進を施策に掲げ、協働のための「人づくり」「環境づくり」「仕組みづくり」に取り組んできました。そして、市民主体の地域づくり活動の促進と、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する分野別計画として「一関市地域協働推進計画」を策定し、地域協働体の設立や市民センターの指定管理者制度の導入など、協働のための「仕組みづくり」に特化し取組を進めてきました。</p> <p>その中で、住民懇談会や地域協働体へのアンケートを実施した結果、共通した課題が「人づくり」や「環境づくり」に関するものであった。各組織に共通している課題の効果的な解決を図るためには、「人づくり」「環境づくり」「仕組みづくり」に一体的に取り組むことが有効と考えられることから、令和5年度で期間が終了する第2次一関市地域協働推進計画を見直し、一関市協働推進計画として、3つの基本方針掲げ、各種事業に取り組むこととしました。</p> <p>2 本計画の目指す姿 『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』</p> <p>少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変わりつつあり、また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化してきている今日の社会において、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、ともに行動することが重要です。</p> <p>本計画は、すべての人が地域を支え、創る一員として行動することにより「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る」ことを目指します。</p> <p>3-1 協働の考え方 協働とは、「協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動すること」をいいます。</p> <p>また、一関市では、協働のスタイルとなる行動基準を次の3つとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 対等の立場で相互の役割と責任を果たすこと。 (2) 地域課題を解決するため、継続して話し合うこと。 (3) 地域の良さを尊重し、地域コミュニティを重視したまちづくりを推進すること。 	<p>見直し理由の追加</p> <p>協働の考え方の追加</p>

現行計画	見直し（案）	修正事項
	<p>3-2 地域協働の推進にあたっての基本的な考え方 次の2つの基本的な考え方を踏まえ、本計画を推進します。</p> <p>(1) 自立型の地域づくり 「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、自らが実践する自主・自立の地域づくりを促進していくこととします。 また、地域で取り組むことがより効果的、効率的なもの、身近なところで自ら判断し実施した方がよいものなどについて、地域の創意と主体性を活かし取り組んでいきます。</p> <p>(2) 補完性の原則 これまで公共サービスは専ら行政が担うものとして、その範囲を拡大してきましたが、多様化する住民ニーズに対して、市民、地域、行政等が連携し、お互いが支えあい、補完しながら解決するという「補完性の原則」の考え方を基本に進めていくこととします。</p> <p>3-3 地域協働体の位置付けと役割</p> <p>(1) 地域協働体の位置付け</p> <p>① 地域住民や各種団体等と情報共有、連携、調整を行い、地域の特性を活かした地域づくりや地域課題の解決に取り組むなど地域コミュニティを代表する組織です。</p> <p>② 地域課題に関する市民の意見を市の施策に反映させるため、当該地域における行政事業に関し、地域を代表して意見するなど協働のまちづくりを進めるための行政のメインパートナーです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協働体は、地域づくり計画の実行を推進する。行政は、地域づくり計画など地域協働体で決定された事項を尊重し、市の施策への反映に努める。 ・ 地域の実情に応じ、地域が行った方が効果的、効率的な事業を行政と協議のうえ、実施する。<u>（公園等の管理運営、道路等維持、子育て・福祉事業の運営など）</u> <p>(2) 地域協働体の役割 地域協働体には5つの役割を期待しています。 例示すると次のような活動の視点や事業等が考えられますが、地域の実情に応じて、地域協働体が必要な取組を実践します。</p>	掲載ページの見直し

現行計画	見直し（案）		修正事項
	区 分	活動の事例	掲載ページの見直し
	①行政機能や基礎的コミュニティ機能の支援・補完	・単位自治会や単独の地域組織でできないことへの連携対応 ・活動拠点としての市民センターの管理運営 など	
	②多様な住民参画を通じたコミュニティ機能の再生・創出	・高齢者サロン、買物代行、子育てサロン ・環境パトロール、防犯パトロール ・都市と農村の交流事業 など	
	③民主的な地域意見の調整や集約	・アンケート、意見交換、ワークショップ ・将来ビジョン、地域づくり計画の策定と推進 ・地域要望、ニーズの取りまとめと提案 など	
	④コミュニティ活動を通じた地域の人材育成、確保	・各種事業の実施による地域内交流の促進、人材育成 ・研修会、講演会、視察、講座の実施 ・活動や交流を通じた地域人材の発掘 など	
	⑤新たなまちづくりや活性化の実現	・夏まつり、文化祭、体験学習等の受入 ・共同店舗運営、農産物の加工、提携販売、特産品開発販売 ・地域住民の買い物支援 ・高齢者世帯の見守り など	
<p style="text-align: center;">みんなで創る地域協働の仕組みとイメージ</p> <p style="text-align: center;">一関市の将来 みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関</p> <p style="text-align: center;">地域協働 目指す姿 協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る 基本的な考え方 ○自立型の地域づくり ○補完性の原則</p> <p style="text-align: center;">行政 ○計画策定・見直し支援 ○組織体制見直し支援 ○意見交換 ○地域協働の意識啓発 ○情報提供 ○財政的支援 ○人的支援 ○活動拠点の支援 ○研修機会の提供 ○交流促進 ○地域担当職員の配置 ○市職員の意識高揚 ○企業の参画促進</p> <p style="text-align: center;">地域と行政の環境変化 少年高齢化、人口減少 合併、広域 市民参画意識の向上 地方分権 行政 基礎的コミュニティの弱体化 個人主義、価値観の多様化 新しい公共の拡大...</p>			

現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>3 施策の基本方針</p> <p>地域を取り巻く現状や第1次計画における取組成果と課題を踏まえ、次の5つを施策の基本方針に掲げ、各種事業に取り組みます。</p> <p>(1) 地域協働の仕組みと組織づくり</p> <p>地域協働体による市民主体の地域づくりをさらに進めるため、地域における調整、推進役を担う地域協働体の仕組みと組織づくりに取り組みます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協働体設立の支援、地域づくり計画策定の支援 ・ 地域づくり計画の見直しや地域協働体の組織体制の見直しの支援 ・ 協働によるまちづくりの啓発及び情報発信 など </div> <p>(2) 地域人材の育成と確保</p> <p>これからの地域を担う人材、特に若者の自主性や主体性を醸成するため、若者が参加しやすい仕組みづくりや幅広い世代の参加機会の創出などに努めるとともに、経験別や分野別などのそれぞれのステージに応じた各種研修会等を開催し、地域人材の育成と確保に取り組みます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれのステージに応じた研修会等の開催 ・ 若者やシニア世代等の参加の促進 など </div> <p>(3) 地域の特性を活かした取組の推進</p> <p>地域協働体において、それぞれの地域の特性を活かした取組を進めるとともに、地域が抱える課題の解決を図るため、地域づくり計画に基づき実施する事業を支援します。</p> <p>また、地域や行政、各種団体等が連携した取組を促進するとともに、地域協働体や自治会等が活動しやすい環境づくりを進めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の歴史や文化、産業などを活かした事業の支援 ・ 支援制度の見直し ・ 地域協働体による市民センターの指定管理 など </div> <p>(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化</p> <p>地域協働を推進するため、地域協働体相互の交流を促進していくとともに、協働のメインパートナーである地域協働体と行政との連携を強化します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な情報交換や懇談の場の設定及び地域協働体相互の交流促進 ・ 地域担当職員^{*5}の継続配置 など </div>	<p>4 施策の基本方針</p> <p>地域を取り巻く現状やこれまでの取組成果と課題を踏まえ、一関市協働基本計画に掲げる次の3つの基本方針に基づき、各種事業に取り組みます。</p> <p>基本方針1 協働のための人づくり</p> <p>基本方針2 協働のための環境づくり</p> <p>基本方針3 協働のための仕組みづくり</p>	<p>一関市協働基本計画に基づいて記載</p>

現行計画	見直し（案）					修正事項																																																																																																																																																			
<p>(5) 企業の参画促進</p> <p>地域の一員である企業の協働の取組への参画を促進し、地域住民、行政、各種団体と一体となった協働のまちづくりを進めます。</p> <p>・ 企業の地域協働への取組事例の情報発信 など</p> <p>本計画の目指す姿 『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』</p> <p>基本方針(1) 地域協働の仕組みと組織づくり</p> <table border="1" data-bbox="454 621 1391 852"> <tr><td>事業1</td><td>地域の合意形成を図る事業に対する支援</td></tr> <tr><td>事業2</td><td>「地域づくり計画」策定・見直し及び組織体制の見直し支援</td></tr> <tr><td>事業3</td><td>「地域づくり計画」の市政への反映方法の検討</td></tr> <tr><td>事業4</td><td>「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置</td></tr> <tr><td>事業5</td><td>協働によるまちづくりの啓発</td></tr> </table> <p>基本方針(2) 地域人材の育成と確保</p> <table border="1" data-bbox="454 926 1391 1020"> <tr><td>事業6</td><td>研修の機会や地域活動の情報の提供</td></tr> <tr><td>事業7</td><td>若者や幅広い世代の参加・活動支援</td></tr> </table> <p>基本方針(3) 地域の特性を活かした取組の推進</p> <table border="1" data-bbox="454 1094 1391 1325"> <tr><td>事業8</td><td>「地域協働体支援事業補助金」交付による支援</td></tr> <tr><td>事業9</td><td>「地域協働体活動費補助金（通称ひと・まち応援金）」交付による支援</td></tr> <tr><td>事業10</td><td>地域協働体が雇用する職員（事務局員）に対する支援</td></tr> <tr><td>事業11</td><td>いちのせき市民活動センターによる地域協働体への支援</td></tr> <tr><td>事業12</td><td>地域による市民センターの管理</td></tr> </table> <p>基本方針(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化</p> <table border="1" data-bbox="454 1398 1391 1535"> <tr><td>事業13</td><td>地域協働体相互の交流促進</td></tr> <tr><td>事業14</td><td>「地域担当職員」の配置</td></tr> <tr><td>事業15</td><td>行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚</td></tr> </table> <p>基本方針(5) 企業の参画促進</p> <table border="1" data-bbox="454 1608 1391 1661"> <tr><td>事業16</td><td>協働によるまちづくりへの企業の参画</td></tr> </table> <p>※5 地域担当職員：地域協働体と行政とのパイプ役となる職員を、平成27年度から本庁及び各支所地域振興課に配置している</p>	事業1	地域の合意形成を図る事業に対する支援	事業2	「地域づくり計画」策定・見直し及び組織体制の見直し支援	事業3	「地域づくり計画」の市政への反映方法の検討	事業4	「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置	事業5	協働によるまちづくりの啓発	事業6	研修の機会や地域活動の情報の提供	事業7	若者や幅広い世代の参加・活動支援	事業8	「地域協働体支援事業補助金」交付による支援	事業9	「地域協働体活動費補助金（通称ひと・まち応援金）」交付による支援	事業10	地域協働体が雇用する職員（事務局員）に対する支援	事業11	いちのせき市民活動センターによる地域協働体への支援	事業12	地域による市民センターの管理	事業13	地域協働体相互の交流促進	事業14	「地域担当職員」の配置	事業15	行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚	事業16	協働によるまちづくりへの企業の参画	<p>「一関市協働推進計画（第3次）」体系図</p> <table border="1" data-bbox="1403 231 2635 1759"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">取組主体</th> </tr> <tr> <th>市民等</th> <th>協働体</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">基本方針1 協働のための人づくり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">市民意識の啓発</td> <td>①情報発信機能及び体制の強化</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>②地域協働体職員等情報交換会、活動成果報告会の開催</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">地域の人材育成</td> <td>①学習機会の提供</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>②市政への参画</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">市職員の意識高揚</td> <td>①職員研修の実施</td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>②職員意識調査の実施</td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td colspan="5">基本方針2 協働のための環境づくり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">協働の主体の充実</td> <td>①市民が市民とつながる交流の場</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>②事業者との連携</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">協働を進めるための場づくり</td> <td>①自治会等活動費総合補助金の活用</td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>②円卓会議の促進</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td colspan="5">基本方針3 協働のための仕組みづくり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">情報の共有と意見の反映</td> <td>①「地域づくり計画」の市政への反映</td> <td></td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>②「地域協働体と行政との意見交換</td> <td></td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">行政等の支援</td> <td>①地域協働体への財政的支援</td> <td></td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>②「地域担当職員」の配置</td> <td></td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>中間支援組織による支援</td> <td>①いちのせき市民活動センターによる支援</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>事業形態の選択活用</td> <td>①事業形態の活用</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">地域協働の仕組みづくり</td> <td>①地域協働体の組織づくり</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>②地域による市民センターの管理</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：表中の記号は、◎は先導的に取り組む主体、○は、参加、協力する主体</p>							取組主体			市民等	協働体	市	基本方針1 協働のための人づくり					1	市民意識の啓発	①情報発信機能及び体制の強化	○	◎	◎	②地域協働体職員等情報交換会、活動成果報告会の開催	○	◎	◎	2	地域の人材育成	①学習機会の提供	○	◎	◎	②市政への参画	◎	◎	◎	3	市職員の意識高揚	①職員研修の実施			◎	②職員意識調査の実施			◎	基本方針2 協働のための環境づくり					1	協働の主体の充実	①市民が市民とつながる交流の場	◎	◎	◎	②事業者との連携	◎	◎	◎	2	協働を進めるための場づくり	①自治会等活動費総合補助金の活用	◎		◎	②円卓会議の促進	◎	◎	◎	基本方針3 協働のための仕組みづくり					1	情報の共有と意見の反映	①「地域づくり計画」の市政への反映		◎	◎	②「地域協働体と行政との意見交換		◎	◎	2	行政等の支援	①地域協働体への財政的支援		◎	◎	②「地域担当職員」の配置		◎	◎	3	中間支援組織による支援	①いちのせき市民活動センターによる支援	○	○	○	4	事業形態の選択活用	①事業形態の活用	◎	◎	◎	5	地域協働の仕組みづくり	①地域協働体の組織づくり	○	◎	◎	②地域による市民センターの管理	◎	◎	◎	<p>新たに追加</p>
事業1	地域の合意形成を図る事業に対する支援																																																																																																																																																								
事業2	「地域づくり計画」策定・見直し及び組織体制の見直し支援																																																																																																																																																								
事業3	「地域づくり計画」の市政への反映方法の検討																																																																																																																																																								
事業4	「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置																																																																																																																																																								
事業5	協働によるまちづくりの啓発																																																																																																																																																								
事業6	研修の機会や地域活動の情報の提供																																																																																																																																																								
事業7	若者や幅広い世代の参加・活動支援																																																																																																																																																								
事業8	「地域協働体支援事業補助金」交付による支援																																																																																																																																																								
事業9	「地域協働体活動費補助金（通称ひと・まち応援金）」交付による支援																																																																																																																																																								
事業10	地域協働体が雇用する職員（事務局員）に対する支援																																																																																																																																																								
事業11	いちのせき市民活動センターによる地域協働体への支援																																																																																																																																																								
事業12	地域による市民センターの管理																																																																																																																																																								
事業13	地域協働体相互の交流促進																																																																																																																																																								
事業14	「地域担当職員」の配置																																																																																																																																																								
事業15	行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚																																																																																																																																																								
事業16	協働によるまちづくりへの企業の参画																																																																																																																																																								
		取組主体																																																																																																																																																							
		市民等	協働体	市																																																																																																																																																					
基本方針1 協働のための人づくり																																																																																																																																																									
1	市民意識の啓発	①情報発信機能及び体制の強化	○	◎	◎																																																																																																																																																				
		②地域協働体職員等情報交換会、活動成果報告会の開催	○	◎	◎																																																																																																																																																				
2	地域の人材育成	①学習機会の提供	○	◎	◎																																																																																																																																																				
		②市政への参画	◎	◎	◎																																																																																																																																																				
3	市職員の意識高揚	①職員研修の実施			◎																																																																																																																																																				
		②職員意識調査の実施			◎																																																																																																																																																				
基本方針2 協働のための環境づくり																																																																																																																																																									
1	協働の主体の充実	①市民が市民とつながる交流の場	◎	◎	◎																																																																																																																																																				
		②事業者との連携	◎	◎	◎																																																																																																																																																				
2	協働を進めるための場づくり	①自治会等活動費総合補助金の活用	◎		◎																																																																																																																																																				
		②円卓会議の促進	◎	◎	◎																																																																																																																																																				
基本方針3 協働のための仕組みづくり																																																																																																																																																									
1	情報の共有と意見の反映	①「地域づくり計画」の市政への反映		◎	◎																																																																																																																																																				
		②「地域協働体と行政との意見交換		◎	◎																																																																																																																																																				
2	行政等の支援	①地域協働体への財政的支援		◎	◎																																																																																																																																																				
		②「地域担当職員」の配置		◎	◎																																																																																																																																																				
3	中間支援組織による支援	①いちのせき市民活動センターによる支援	○	○	○																																																																																																																																																				
4	事業形態の選択活用	①事業形態の活用	◎	◎	◎																																																																																																																																																				
5	地域協働の仕組みづくり	①地域協働体の組織づくり	○	◎	◎																																																																																																																																																				
		②地域による市民センターの管理	◎	◎	◎																																																																																																																																																				

現行計画		見直し（案）		修正事項																																																																																												
<p>4 主要な施策・事業</p> <p>(1) 地域協働の仕組みと組織づくり</p> <p>① 地域協働体の設立</p> <table border="1"> <tr> <th>事業 1</th> <th colspan="5">地域の合意形成を図る事業に対する支援</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">内容</td> <td rowspan="3"> ○地域協働体の設立に向け、地域の合意形成を図るため行う会議、啓発その他の準備費用に対する支援 ○限度額：1組織5万円（2箇年までとし、総額5万円、単年度精算、前金払い可） ○補助率：100% </td> <td colspan="5">実施年度</td> </tr> <tr> <td>31年度</td> <td>32年度</td> <td>33年度</td> <td>34年度</td> <td>35年度</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域協働体の設立に向け、準備会等の申請により実施 </div> </td> </tr> </table> <p>② 「地域づくり計画」の策定及び見直しと市政への反映</p> <p>地域の将来像（ビジョン）、課題やその解決の方向性などが盛り込まれる地域づくり計画の策定や見直しにあたっては、行政は市職員を派遣するなど必要な支援を行います。</p> <p>地域づくり計画に盛り込まれる事項については、行政が地域の取組に対し支援するとともに、優先順位や役割・負担の程度をもとに、地域と行政が調整と協議を重ね、市の計画や予算に反映させるよう努めていきます。</p> <table border="1"> <tr> <th>事業 2</th> <th colspan="5">「地域づくり計画」策定・見直し及び組織体制の見直し支援</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">内容</td> <td rowspan="3"> ○地域協働体の要請に応じて、専門知識の提供のため、企画、総務、福祉、建設など必要な部門の市職員を派遣 ○現状にあわせ、設立時の組織から機能的な組織への変化が必要となることから、それに伴い必要な支援を行う </td> <td colspan="5">実施年度</td> </tr> <tr> <td>31年度</td> <td>32年度</td> <td>33年度</td> <td>34年度</td> <td>35年度</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域協働体の要請に応じて、市職員を派遣 </div> </td> </tr> </table>		事業 1	地域の合意形成を図る事業に対する支援					内容	○地域協働体の設立に向け、地域の合意形成を図るため行う会議、啓発その他の準備費用に対する支援 ○限度額：1組織5万円（2箇年までとし、総額5万円、単年度精算、前金払い可） ○補助率：100%	実施年度					31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域協働体の設立に向け、準備会等の申請により実施 </div>					事業 2	「地域づくり計画」策定・見直し及び組織体制の見直し支援					内容	○地域協働体の要請に応じて、専門知識の提供のため、企画、総務、福祉、建設など必要な部門の市職員を派遣 ○現状にあわせ、設立時の組織から機能的な組織への変化が必要となることから、それに伴い必要な支援を行う	実施年度					31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域協働体の要請に応じて、市職員を派遣 </div>					<p>5 主要な施策・事業</p> <p>基本方針 1 協働のための人づくり</p> <p>(1)市民意識の啓発</p> <p>① 地域の課題や将来像をお互いに共有し、役割を分担して取り組む、協働のまちづくりに関する総合的な情報提供を行います。</p> <table border="1"> <tr> <th>事業 1</th> <th colspan="4">情報発信機能及び体制の強化</th> <th>拡充</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">内容</td> <td rowspan="3"> ○協働及び地域協働の意味や取組の事例、地域協働体や市民活動団体の活動状況などについて、多様な媒体を用いて定期的に情報発信を行います。 </td> <td colspan="5">実施年度</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>7年度</td> <td>8年度</td> <td>9年度</td> <td>10年度</td> </tr> <tr> <td>実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </table> <p>② 「自らがまちづくりの担い手である」という意識を高め、市民一人ひとりのまちづくりへの自発的な関わりを促進します。</p> <table border="1"> <tr> <th>事業 2</th> <th colspan="4">地域協働体職員等情報交換会、活動成果報告会の開催</th> <th>拡充</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">内容</td> <td rowspan="3"> ○地域協働体・自治会の地域活動の活性化及び円滑化を図るため、地域活動の成功事例や悩みを共有する情報交換会を開催します。 ○地域協働体の活動成果を広く周知するとともに活動の活性化を図るため、活動成果発表会を開催します。 </td> <td colspan="5">実施年度</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>7年度</td> <td>8年度</td> <td>9年度</td> <td>10年度</td> </tr> <tr> <td>実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </table>		事業 1	情報発信機能及び体制の強化				拡充	内容	○協働及び地域協働の意味や取組の事例、地域協働体や市民活動団体の活動状況などについて、多様な媒体を用いて定期的に情報発信を行います。	実施年度					6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→	事業 2	地域協働体職員等情報交換会、活動成果報告会の開催				拡充	内容	○地域協働体・自治会の地域活動の活性化及び円滑化を図るため、地域活動の成功事例や悩みを共有する情報交換会を開催します。 ○地域協働体の活動成果を広く周知するとともに活動の活性化を図るため、活動成果発表会を開催します。	実施年度					6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→	<p>一関市協働基本計画第3章協働の取組基本方針に沿って事業を見直した</p>
事業 1	地域の合意形成を図る事業に対する支援																																																																																															
内容	○地域協働体の設立に向け、地域の合意形成を図るため行う会議、啓発その他の準備費用に対する支援 ○限度額：1組織5万円（2箇年までとし、総額5万円、単年度精算、前金払い可） ○補助率：100%	実施年度																																																																																														
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度																																																																																										
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域協働体の設立に向け、準備会等の申請により実施 </div>																																																																																														
事業 2	「地域づくり計画」策定・見直し及び組織体制の見直し支援																																																																																															
内容	○地域協働体の要請に応じて、専門知識の提供のため、企画、総務、福祉、建設など必要な部門の市職員を派遣 ○現状にあわせ、設立時の組織から機能的な組織への変化が必要となることから、それに伴い必要な支援を行う	実施年度																																																																																														
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度																																																																																										
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域協働体の要請に応じて、市職員を派遣 </div>																																																																																														
事業 1	情報発信機能及び体制の強化				拡充																																																																																											
内容	○協働及び地域協働の意味や取組の事例、地域協働体や市民活動団体の活動状況などについて、多様な媒体を用いて定期的に情報発信を行います。	実施年度																																																																																														
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度																																																																																										
		実施	→	→	→	→																																																																																										
事業 2	地域協働体職員等情報交換会、活動成果報告会の開催				拡充																																																																																											
内容	○地域協働体・自治会の地域活動の活性化及び円滑化を図るため、地域活動の成功事例や悩みを共有する情報交換会を開催します。 ○地域協働体の活動成果を広く周知するとともに活動の活性化を図るため、活動成果発表会を開催します。	実施年度																																																																																														
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度																																																																																										
		実施	→	→	→	→																																																																																										

現行計画						見直し（案）						修正事項
事業3		「地域づくり計画」の市政への反映方法の検討										
内容	○事業の優先順位や役割・負担の程度を 基に、地域と行政が協議を重ね、市の計 画や予算に反映させていく方法を検討す る	実施年度										
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度						
		方法の検討										
<p>③ 「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置</p> <p>行政においては、地域づくり担当部門（支所を含む。）が地域協働体の総合窓口となり、地域ビジョンや行政情報など情報共有の流れをつくるための取組を行います。</p>												
事業4		「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置										
内容	○移動市長室等の機会を活用し、地域と 市長が地域の将来像を共有するための意 見交換会の開催 ○地域づくり計画の実施等に関して、地 域協働体からの申出により、地域協働体 と市との意見交換会を開催 ○市総合計画や各種施策に対する意見聴 取	実施年度										
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度						
		地域協働体の要請等に応じて実施										
<p>④ 協働によるまちづくりの啓発</p>												
事業5		協働によるまちづくりの啓発										
内容	○協働のまちづくりを広く住民に理解し てもらうため、継続して啓発活動に努め る ○行政が、市民の意識啓発のための協働 の研修会などを開催する ○地域協働体が、地域内で住民意識向上 のため、協働の研修会などを開催 ○各地域協働体における啓発活動の支援	実施年度										
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度						
		市及び地域協働体において、必要に応じて随時実施										
<p>(2)地域の人材育成</p> <p>① 市民組織の中心的な役割を担う人材を、あらゆる機会を活用し育成します。</p> <p>② 市民の誰もが学習できるような機会を確保、提供し、幅広い年代の参画につなげます。</p>												
事業3		学習機会の提供				拡充						
内容	○地域協働体の職員に対して、地域協 働体の運営などに係る研修の機会を提 供するとともに、階層別職員研修など の開催 ○多様な人材による地域活動の参画を 支援するため、必要な知識や技術の習 得を目的とした担い手養成講座など を実施します。	実施年度										
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→	
<p>事業4 市政への参画</p> <p>○審議会等への委員の選任など、市民 の多様な知識や技術等を適時に市政に 反映する仕組みであるまちづくりスタ ッフバンクへの登録を促進します。</p>												
事業4		市政への参画				新規						
内容	○審議会等への委員の選任など、市民 の多様な知識や技術等を適時に市政に 反映する仕組みであるまちづくりスタ ッフバンクへの登録を促進します。	実施年度										
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→	
<p>(3)市職員の意識高揚</p> <p>① 協働のまちづくりに関する共通理解を図るとともに、課題解決に必要な力を向上させるため、職員研修に取り組みます。</p> <p>② 一市民としてもまちづくり活動に参画します。</p>												
事業5		職員研修の実施				継続						
内容	○職員が協働の意味を正しく理解し、 実践できるよう職員研修や新採用職員 研修等を行います。 また、職員も地域の一人として地域活 動に積極的に参加するよう意識の醸成 を図ります。	実施年度										
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→	

現行計画		見直し（案）					修正事項	
(2) 地域人材の育成と確保		事業6 職員意識調査の実施					新規	
① 研修の機会や地域活動の情報の提供		内容	実施年度					新規
事業6 研修の機会や地域活動の情報の提供			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
○地域協働体の職員に対して、地域協働体の運営などに係る研修の機会を提供するとともに、階層別職員研修などの開催 ○地域の人材育成に係る学習機会を提供するため、これまで行政が実施してきた研修などの実施と併せ、地域協働体と連携しながら各種研修会などを実施			実施	→	→	→	→	
○地域協働体の職員に対して、地域協働体の運営などに係る研修の機会を提供するとともに、階層別職員研修などの開催 ○地域の人材育成に係る学習機会を提供するため、これまで行政が実施してきた研修などの実施と併せ、地域協働体と連携しながら各種研修会などを実施		地域協働体の活動状況に応じて実施、充実						
事業7 若者や幅広い世代の参加・活動支援		事業7 市民がつながる交流の場の充実					新規	
① 研修の機会や地域活動の情報の提供		内容	実施年度					新規
事業7 若者や幅広い世代の参加・活動支援			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
○地域協働体、市民センター、いちのせき市民活動センター、市などが協力し、各種活動に若者が参加しやすい仕組みづくりを進める ○幅広い世代が参加できるよう機会の創出に取り組む			実施	→	→	→	→	
○地域協働体、市民センター、いちのせき市民活動センター、市などが協力し、各種活動に若者が参加しやすい仕組みづくりを進める ○幅広い世代が参加できるよう機会の創出に取り組む		地域協働体の活動状況と連携して実施						
事業8 事業者との連携		事業8 事業者との連携					新規	
① 研修の機会や地域活動の情報の提供		内容	実施年度					新規
事業8 事業者との連携			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
○事業者の特性や専門性を生かした地域課題解決に向けた取組を促進するため、情報を提供するとともに、事業者と市民との協働の機会の創出や連携強化に努めます。			実施	→	→	→	→	
○事業者の特性や専門性を生かした地域課題解決に向けた取組を促進するため、情報を提供するとともに、事業者と市民との協働の機会の創出や連携強化に努めます。		地域協働体の活動状況と連携して実施						

基本方針2 協働のための環境づくり

(1) 協働の主体の充実

- ① 協働の主体となる持続可能な組織に向けて、若者など幅広い年代が参画しやすい仕組みづくりを進めます。
- ② 市内の各地域や民間事業者（企業）などの様々な主体との交流や連携を進め、多様な人材が参画するまちづくりを促進します。

現行計画		見直し（案）					修正事項
<p>(3) 地域の特性を活かした取組の推進</p> <p>① 地域協働体による「地域づくり計画」の実践に対する支援 「地域づくり計画」の実践など地域協働体が行う活動に対して、財政的、人的な支援を行い、地域の特性を活かした地域づくりを促進します。</p>		<p>(2) 協働を進めるための場づくり</p> <p>① 自治会等の集会施設整備に努めます。 ② 地域協働体が地域の円卓会議の役割を担い、活発な意見交換ができるよう推進します。</p>					
<p>事業 8 「地域協働体支援事業補助金」交付による支援</p>		<p>事業 9 自治会等活動費総合補助金の活用 継続</p>					
内容	<p>○地域づくり計画を策定するまでの間の活動に係る支援 ○限度額：1 地域協働体 単年度10万円 ○補助率：2/3</p>	実施年度					
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
		地域協働体支援事業補助金					
<p>事業 9 「地域協働体活動費補助金（通称 ひと・まち応援金）」交付による支援</p>		<p>事業 10 円卓会議の促進 新規</p>					
内容	<p>○地域協働体が、地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくり活動を自主的に取り組むために要する経費について支援 ○補助対象経費 ・事業に要する経費…均等割+地域割※ ・事務局人件費…給与、保険料等の事業主負担額、健康診断料など ○補助率：100% ○補助対象経費については、必要に応じて見直しを実施</p>	実施年度					
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
		地域協働体の活動状況に応じて交付					
		随時、制度見直し					
		<p>※ 均等割：各地域一律で算定した金額 地域割：地域内の人口に応じて算定した金額</p>					
		<p>事業 11 「地域づくり計画」の市政への反映方法の検討 継続</p>					
内容	<p>○地域協働体等からの意見・要望・提言等については、事業の優先順位や役割・負担の程度を基に、地域と行政が協議を重ね、市の計画や予算に反映させる方法を検討します。</p>	実施年度					
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
		検討	実施	→	→	→	

基本方針3 協働のための仕組みづくり

(1) 情報の共有と意見の反映

- ① 行政情報を可能な限りわかりやすく各種媒体を活用して提供に努めるとともに、市民の意見や提言について施策等への反映に努めます。
- ② 市民と行政は、意見交換の機会確保に努め、幅広い年代の市民同士での情報提供、意見交換に努めます。

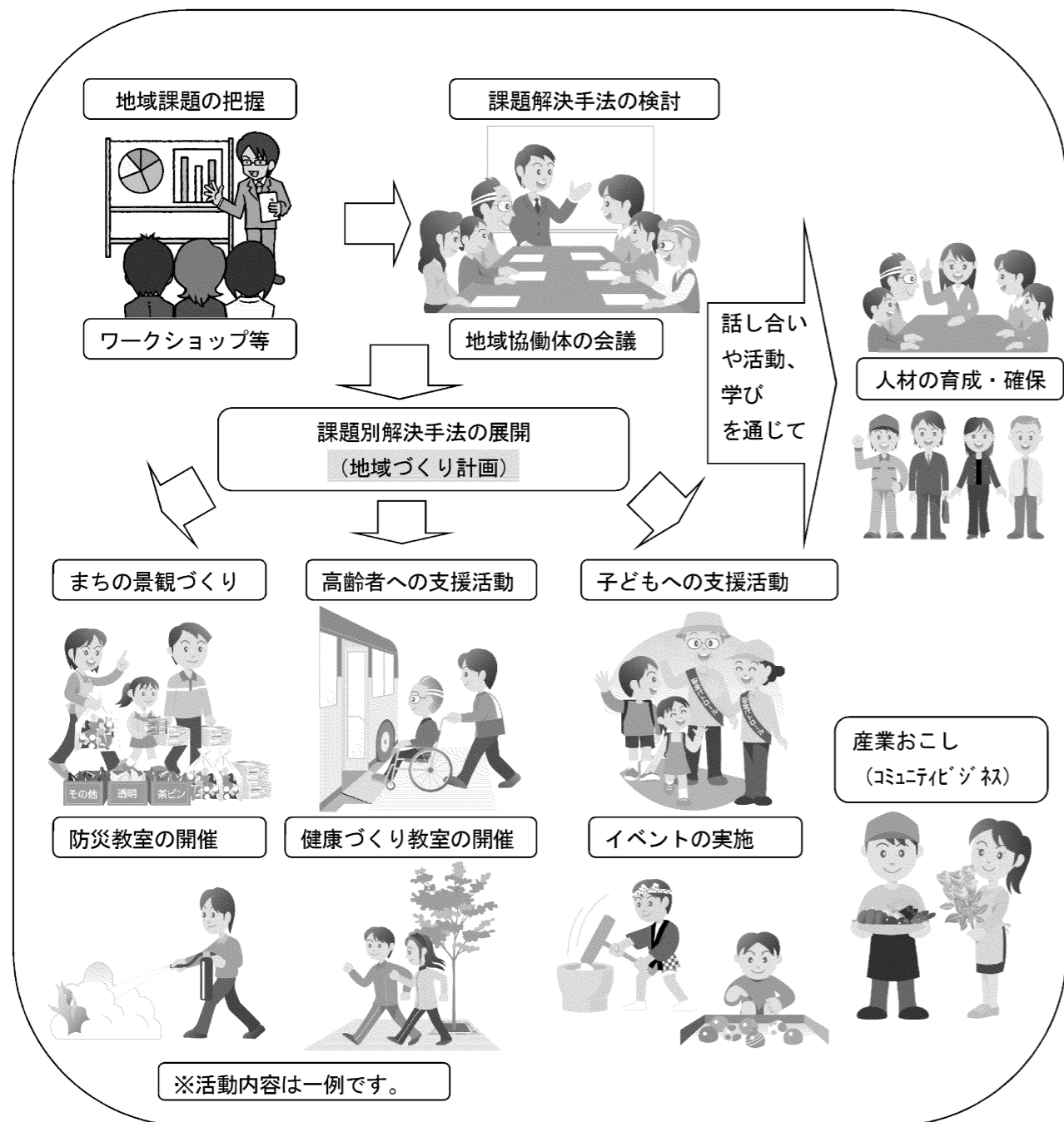
現行計画					見直し(案)					修正事項	
事業 10		地域協働体が雇用する職員(事務局員)に対する支援									
内容	<p>○地域協働体における各種事業や事務処理の円滑化を図るため、地域協働体が雇用する職員(事務局員)の配置に要する経費を支援</p> <p>原則、1年目は市が雇用して、事務局に必要な知識、技術等の育成を図ったうえで、2年目以降から地域協働体が直接雇用する</p> <p>○市が雇用する場合(1年目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置人数等:地域協働体あたり1名とし、市民センターに配置 ・業務内容:地域協働の意識醸成に係る啓発、地域協働体の活動支援、その他市民センターが行う事業の補助事務など <p>○地域協働体が雇用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務条件等は、地域協働体で定めるが、市雇用相当分の費用を支援* ・業務内容:庶務(経理、資料作成、広報等)、事業推進に係る事務など 	実施年度									
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	地域協働体の活動状況に応じて支援				
					※ 事業8、限度額中「事務局人件費」がこれにあたる						
事業 11		いちのせき市民活動センターによる地域協働体への支援									
内容	<p>○地域協働体の活動及び運営の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いのためのファシリテーターの派遣、リーダー育成や運営上必要となる業務等の研修会の開催、活動に対する助言など <p>○社会教育事業に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理市民センターにおける社会教育事業の充実を図るため、定期的な巡回相談や助言などによる社会教育事業の企画等を支援 	実施年度									
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	地域協働体の活動に応じて、相談や助言などの支援を実施				
事業 12		「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置								継続	
内容	<p>○移動市長室等の機会を活用し、地域と市長が地域の将来像を共有するための意見交換会の開催</p> <p>○地域づくり計画の実施等に関して、地域協働体からの申出により、地域協働体と市との意見交換会を開催</p>	実施年度									
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→
(2) 行政等の支援											
① 市民組織が行う公共的、公益的活動について、行政等は人、物、お金の支援を行います。											
事業 13		地域づくり交付金などによる支援								継続	
内容	<p>○地域協働体や自治会が取り組む地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくり活動を支援するため、地域づくり交付金及び自治会等活動費総合補助金による支援を行います。</p>	実施年度									
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→
事業 14		「地域担当職員」の配置								継続	
内容	<p>○地域協働体と行政とのパイプ役となる市職員を配置し、地域の現状や課題、目指す方向性を把握し、取組を積極的に支援します。</p>	実施年度									
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→
(3) 中間支援組織による支援											
① いちのせき市民活動センターなどを中間支援組織として位置付け、行政との役割分担を行い、組織相互の連携促進と市民組織の活動を支援します。											
事業 15		いちのせき市民活動センターによる支援								継続	
内容	<p>○地域における話し合いの場において、課題の抽出・共有、解決に向けた取組への助言、先進事例の紹介など、地域に寄り添った支援を行います。</p>	実施年度									
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→

現行計画						見直し(案)						修正事項
② 「地域協働体の活動拠点」に対する支援												
事業 12		地域による市民センターの管理										
内容	○指定管理者制度により、地域が市民センターを管理することについて、地域との合意を踏まえて、段階的に導入していく ○社会教育事業や市民センター職員に対する社会教育等の研修の機会や情報の提供、学習事業実施に係る助言、支援等については行政が役割を果たしていく	実施年度										
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	地域の実情に応じて、可能な地域から順次、指定管理に移行					
(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化												
① 地域協働体相互及び行政との連携強化												
事業 13		地域協働体相互の交流促進										
内容	○地域活動に関する情報提供、相談などの業務の実施、市民活動センター事業の充実 ○地域協働体相互の交流促進を図るため、情報交換や意見交換及び成果報告の場などの創出	実施年度										
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	地域協働体の活動状況に応じて実施、充実					
事業 14		「地域担当職員」の配置										
内容	○地域協働体と行政とのパイプ役となる市職員(地域担当職員)を配置 ○地域担当職員は、行政情報の提供や国・県等補助制度の活用、その他活動に対する助言など、地域協働体への各種支援や連絡調整などを行う また、地域協働体が行う会議等に積極的に参加し、地域の現状や課題、目指す方向性をより詳しく把握する ○地域担当職員の研修会及び情報交換会等の定期的な開催	実施年度										
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	本庁まちづくり推進課、各支所地域振興課に配置					
(4) 事業形態の選択活用												
① 協働による事業形態は、相乗効果が最も見込まれるものを選択して、その機能が十分生かされるよう努めます。												
事業 16		事業形態の活用				継続						
内容	○事業形態の選択に当たっては、相乗効果が最も見込まれるものを選択し、その機能が十分生かされるよう努めます。 ※事業形態：共催、後援、実行委員会、委託、補助、協定など	実施年度										
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→	
(5) 地域協働の仕組みづくり												
① 地域協働体を中心とした市民主体の地域協働の仕組みづくりを促進し、地域の活性化を図ります。												
② 市民センターを地域づくりの拠点として位置付け、地域の活力の創出につなげます。												
事業 17		地域協働体の組織づくり				継続						
内容	○地域協働体による市民主体の地域づくりをより一層進めるため、地域協働体設立に向けた取組や、地域協働の仕組みと組織づくりを、いちのせき市民活動センターと連携し、支援します。	実施年度										
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→	
事業 18		地域による市民センターの管理				継続						
内容	○地域協働体は、地域協働を進めるにあたり、市民センターの管理運営を担うとともに、市民主体の協働のまちづくりを推進するものとします。 ○行政は、施設管理に必要な費用を負担するとともに、研修の機会や情報の提供、学習事業実施に係る助言、支援等を行います。	実施年度										
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実施	→	→	→	→	

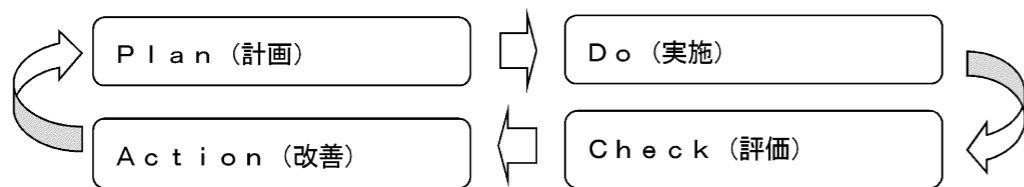
現行計画	見直し（案）	修正事項																																														
<p>② 行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚</p> <p>アクションプランにおいて、「協働のまちづくりは、市民と行政との協力・連携の上に成り立つ」ものとしており、行政各部門が、事務事業を進めるにあたり、今まで以上に「地域と行政の協働」を意識する必要があります。</p> <p>市職員については、アクションプランに掲げる市職員の行動方針である「ひとりの市民としてもまちづくりに参画すること」及び一関市協働推進職員行動指針（平成24年5月策定）において、「一人の市民として、地域活動等に自主的に参加すること」としていることから、これらを周知し、地域活動への参加を促進します。</p> <table border="1" data-bbox="240 548 1380 903"> <tr> <td data-bbox="240 548 409 619">事業 15</td> <td colspan="2" data-bbox="409 548 1380 619">行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 619 320 903" rowspan="2">内容</td> <td data-bbox="320 619 819 709">○各担当課職員の意識改革 (協働事例研修会や協働事業実践発表会の実施による協働のまちづくりへの理解)</td> <td data-bbox="819 619 1380 709"> <table border="1"> <tr><th colspan="5">実施年度</th></tr> <tr><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th><th>34年度</th><th>35年度</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 709 819 903">○アクションプラン及び一関市協働推進職員行動指針の周知徹底</td> <td data-bbox="819 709 1380 903"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 職員の意識改革のため、本庁及び各支所で随時実施 </div> </td> </tr> </table> <p>(5) 企業の参画促進</p> <p>① 企業の参画促進及び情報発信</p> <table border="1" data-bbox="240 1127 1380 1516"> <tr> <td data-bbox="240 1127 409 1199">事業 16</td> <td colspan="2" data-bbox="409 1127 1380 1199">協働によるまちづくりへの企業の参画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1199 320 1516" rowspan="2">内容</td> <td data-bbox="320 1199 819 1289">○企業の地域づくり事業への理解と積極的な参加・協働の促進 (パートナー協定※6の締結、地域課題に企業のノウハウを活用など)</td> <td data-bbox="819 1199 1380 1289"> <table border="1"> <tr><th colspan="5">実施年度</th></tr> <tr><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th><th>34年度</th><th>35年度</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1289 819 1516">○市ホームページにおいて、企業による地域づくり活動の取組状況を紹介</td> <td data-bbox="819 1289 1380 1516"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 調査検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 地域の状況に応じて企業の参画を促進 </div> </td> </tr> </table> <div data-bbox="189 1606 1299 1703" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※6 パートナー協定：協働のまちづくりの手法の1つとして、まちづくり活動への連携・協力すること、または、企業が自らまちづくり活動に取り組むことなどを取り決めるもの。</p> </div>	事業 15	行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚		内容	○各担当課職員の意識改革 (協働事例研修会や協働事業実践発表会の実施による協働のまちづくりへの理解)	<table border="1"> <tr><th colspan="5">実施年度</th></tr> <tr><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th><th>34年度</th><th>35年度</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	実施年度					31年度	32年度	33年度	34年度	35年度						○アクションプラン及び一関市協働推進職員行動指針の周知徹底	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 職員の意識改革のため、本庁及び各支所で随時実施 </div>	事業 16	協働によるまちづくりへの企業の参画		内容	○企業の地域づくり事業への理解と積極的な参加・協働の促進 (パートナー協定※6の締結、地域課題に企業のノウハウを活用など)	<table border="1"> <tr><th colspan="5">実施年度</th></tr> <tr><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th><th>34年度</th><th>35年度</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	実施年度					31年度	32年度	33年度	34年度	35年度						○市ホームページにおいて、企業による地域づくり活動の取組状況を紹介	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 調査検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 地域の状況に応じて企業の参画を促進 </div>	<p>6 成果指標</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">検討中</p>	<p>成果指標を新設</p>
事業 15	行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚																																															
内容	○各担当課職員の意識改革 (協働事例研修会や協働事業実践発表会の実施による協働のまちづくりへの理解)	<table border="1"> <tr><th colspan="5">実施年度</th></tr> <tr><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th><th>34年度</th><th>35年度</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	実施年度					31年度	32年度	33年度	34年度	35年度																																				
	実施年度																																															
31年度	32年度	33年度	34年度	35年度																																												
○アクションプラン及び一関市協働推進職員行動指針の周知徹底	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 職員の意識改革のため、本庁及び各支所で随時実施 </div>																																															
事業 16	協働によるまちづくりへの企業の参画																																															
内容	○企業の地域づくり事業への理解と積極的な参加・協働の促進 (パートナー協定※6の締結、地域課題に企業のノウハウを活用など)	<table border="1"> <tr><th colspan="5">実施年度</th></tr> <tr><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th><th>34年度</th><th>35年度</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	実施年度					31年度	32年度	33年度	34年度	35年度																																				
	実施年度																																															
31年度	32年度	33年度	34年度	35年度																																												
○市ホームページにおいて、企業による地域づくり活動の取組状況を紹介	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 調査検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 地域の状況に応じて企業の参画を促進 </div>																																															

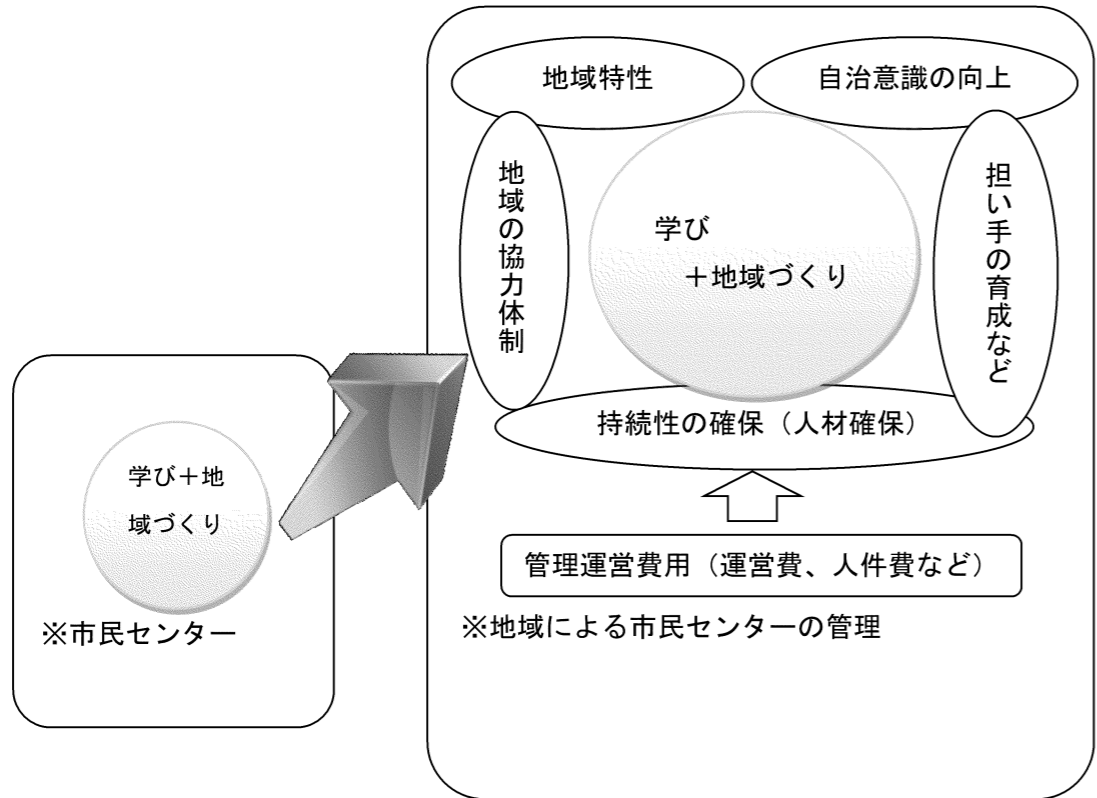
現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>5 市民センターの活用</p> <p>地域協働体が持続的に活動を展開していくためには、地域における活動拠点が必要です。</p> <p>第1次計画では、これまで地域の生涯学習の拠点、地域活動の支援の役割を果たしてきた公民館の機能を活用し、地域が主体となって、市民、各種団体などの協働体制を充実させるとともに地域課題の把握・解決に向けた取組を進めるなど、学びと地域づくりの拠点として機能の充実を図るため、平成27年4月から公民館を市民センターへ移行しました。</p> <p>市民センターは、地域協働体、市民及び各種団体など多くの人の「集い」の核となっており、「共に考える」場をつくり、お互い協力し、支え合う地域社会の拠点となっています。</p> <p>また、市民主体の生涯学習や地域づくりの取組を通じて、人材育成や地域の担い手の確保を図るとともに、生涯各時期における各種社会教育事業や芸術、文化に関連した事業、各種団体などと連携した事業を継続して行っています。</p> <p>(1) 施設活用の多様化</p> <p>市民センターにおいては、従来の利用方法に加えて、民間感覚による施設の活用として、例えば会議室を定例的に高齢者や小中学生に開放することや空きスペースを活用した喫茶コーナー、バザーの開催等、地域交流の場として活用することなど、施設活用の多様化が期待できます。</p> <p>(2) 学びと地域づくり活動</p> <p>文化、体育、教養等のほか環境、防犯、防災等の地域課題について、解決に向けた学習を行い、その成果を実践につなげるなど、市民主体の地域づくり活動の促進と生涯学習の振興の場として活用されています。</p> <p>(3) 地域と行政をつなぐ場</p> <p>市民センターは、生涯学習の場の提供や行政情報、市民活動の情報提供などにも取り組んでいます。また、地域協働体の活動拠点とすることにより、地域の皆さんの地域づくりやまちづくりに対する関心が高まっています。</p> <p>(4) 地域づくり事業の環境整備</p> <p>学びと地域づくり事業を一体的に行う体制が構築されることにより、地域の特性を活かした活動の展開が期待されます。</p>		<p>市民センターの活用については、削除</p>

●市民センターの活動イメージ図



これらの取組みは、PDCAサイクルにより継続的な見直しを行います。



現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>6 地域による市民センターの管理</p> <p>地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進するうえで、より効果的であり望ましいと考えています。</p> <p>また、行政が施設の管理運営に必要な経費を負担することにより、生涯学習や社会教育の各種事業と連携した地域づくり活動が展開しやすくなり、また、地域の特性を活かした取組や人材育成などが中長期的に取り組めるなど、持続的な地域協働の取組が確保される仕組みと考えています。</p> <p>第1次計画では、市民センターへの移行後、「地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に地域管理に移行する」こととして取り組んできました。全ての市民センターが一斉に地域管理に移行するのではなく、地域による管理は市と地域協働体との協議により進め、第1次計画期間の中では、市内34の市民センターのうち、14の市民センターが地域による管理に移行しました。</p> <p>今後、地域による市民センターの管理にあたっては、第1次計画と同様に、地域協働体の体制が整った地域から順次進めていきます。</p> <p>(1) 地域による市民センターの管理のイメージ</p> 		<p>地域による市民センターの管理の削除</p>

現行計画	見直し（案）	修正事項
<p>(2) 地域による市民センターの管理により期待される効果等</p> <p>① 地域協働体の持続的な活動 地域協働体が持続的に活動するための拠点として、事務所機能と活動資源としての施設が確保できます。さらに、事務局員などの人材が確保されることで、地域協働体の組織強化につながります。</p> <p>② 地域の特性を活かした取組 地域が管理運営することにより、施設ごとに地域の個性や特性などを活かした、地域協働体の創意工夫による施設活用が期待できます。</p> <p>③ 自治意識の向上 自らの活動拠点を自らが管理運営するという自治意識の向上につながります。</p> <p>④ 地域の協力体制 市民センターに地域住民が求める人材を配置することにより、地域への関心や協力、連携体制が一層強くなることが期待できます。</p> <p>⑤ 担い手の掘り起こし、育成 地域の担い手について、地域協働体の職員を通じて中長期的に、地域の後継者となる若者や壮年層を掘り起こし、育成していくことが期待されます。また、地域協働体の職員自身が担い手となり活動することも期待されます。</p>		

現行計画	見直し(案)	修正事項
<p>第4章 計画の推進に向けて</p> <p>1 計画の推進体制</p> <p>本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、地域協働体をはじめ、自治会組織やNPO法人、地域活動に関わりを持つ各種団体、企業など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。</p> <p>(1) 一関市協働推進会議の設置</p> <p>本計画を総合的かつ計画的に推進するため、地域協働体または住民自治組織代表者や公募に応じた市民、市の職員などで構成する「一関市協働推進会議」を設置して、情報を共有するとともに意見交換を行い、協働推進計画の進め方に助言を求めます。</p> <p>(2) 自治会組織、NPO、市民団体、企業などの連携</p> <p>地域づくり計画の実施と合わせて、まちづくりワークショップや地域づくり研修会における意見要望の集約などを通じて、意見の共有・反映を行うとともに、市民相互もしくは市民と行政の連携を強化します。</p> <p>2 計画の進行管理(実効性の確保)</p> <p>地域協働を推進するにあたり、市は常に地域協働に対する理解が得られるよう努めるとともに、施策の進捗状況を把握していく必要があります。</p> <p>このため、本計画に定める事業については、次に掲げる方法により進行管理を行い、着実かつ適切に実施されるよう、改善に努めていくこととします。</p> <p>(1) 協働推進会議を定期的開催し、協働推進計画の進捗状況及び進め方、見直しなどについて随時意見を求めていきます。</p> <p>(2) 各地域協働体の地域づくり計画を推進するため、進捗状況及び結果を共有して課題を発見し、本計画の実行性の確保に努めます。</p> <p>(3) 地域協働体の活動拠点の整備充実に努めるとともに、運営管理の取組に遅れが見られる地域協働体に対しては、問題点の解決や円滑な準備体制の整備に対して、積極的な支援を行います。</p>	<p>第4章 計画の推進に向けて</p> <p>1 計画の推進体制</p> <p>本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、地域協働体をはじめ、自治会組織やNPO法人、地域活動に関わりを持つ各種団体、企業など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。</p> <p>2 計画の進行管理</p> <p>協働を推進するにあたり、市は常に協働に対する理解が得られるよう努めるとともに、施策の進捗状況を把握していく必要があるため、本計画に定める事業については、次に掲げる方法により進行管理を行います。</p> <p>(1) 計画の進行管理</p> <p>協働推進会議を開催し、協働推進計画の進捗状況及び進め方、見直しなどについて意見を求めます。</p> <p>(2) 評価</p> <p>行政は、協働で取り組んだ事業について、参加者を対象としたアンケート調査や、意見聴取等を行い、第三者視点による評価に努めるとともに、協働推進会議で客観的な評価、検証を行います。</p> <p>3 SDGsと本計画の関連性</p> <p>本計画は、SDGsの多くの理念につながるものです。</p> <p>その中で、SDGsで示された17のゴールのうち、主な5つのゴールを意識して取り組むものとします。</p> <div data-bbox="1466 1373 2407 1562" style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>	<p>SDGsの追加</p>

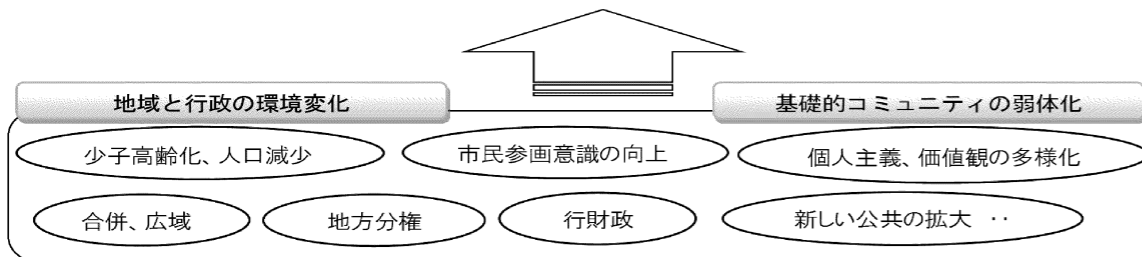
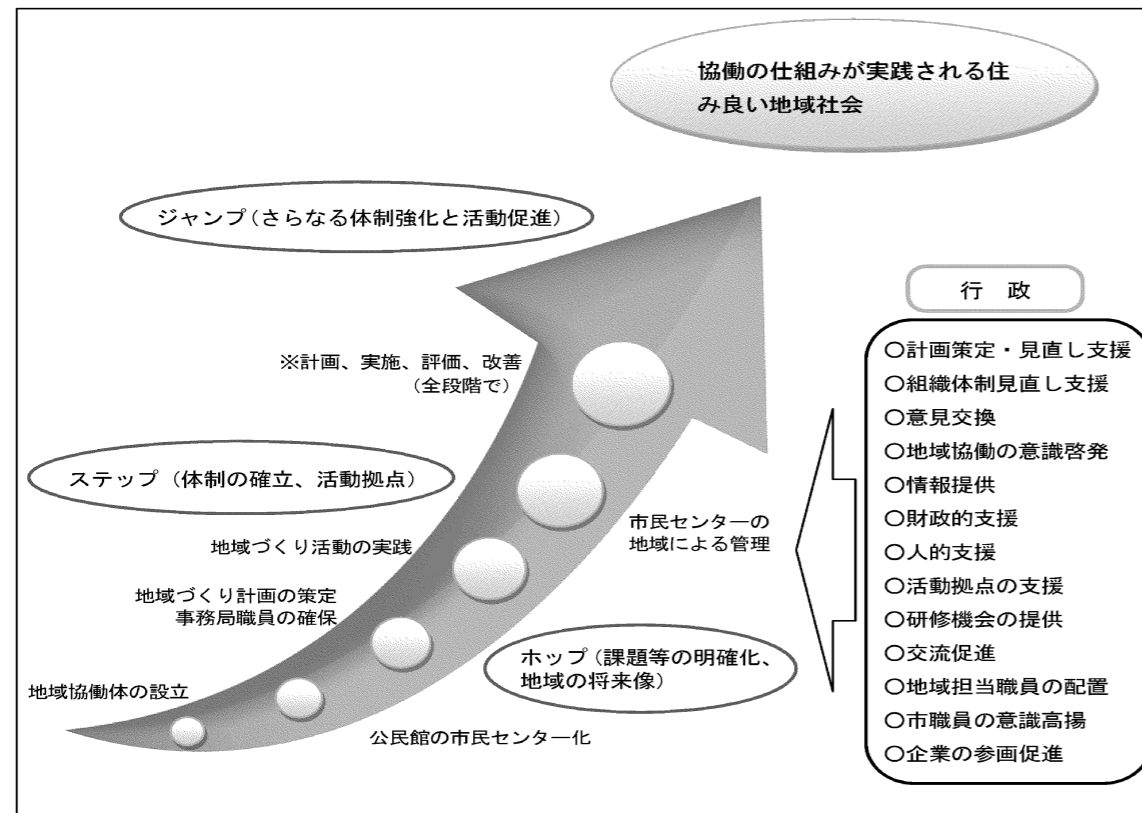
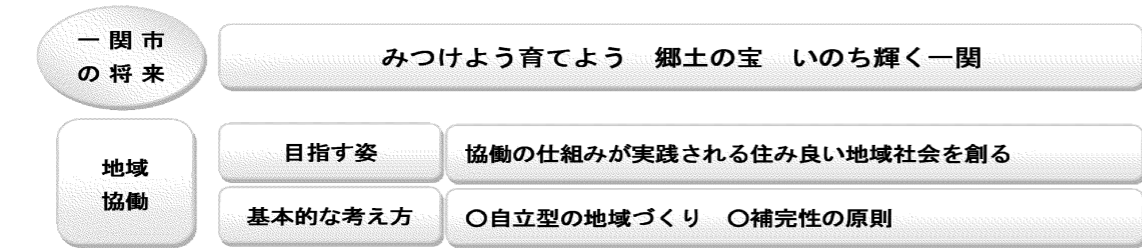
現行計画

3 計画期間内における施策の見直し

本計画の下で新たに取り組む施策については、毎年度進捗状況などをまとめながら、前項の会議などにおいて意見を求めるとともに、広く市広報誌やホームページ等で市民に情報提供します。

また、年次途中にあっても社会環境の変化や、市民及び市の現状に応じた見直しを検討するものとします。

4 みんなで創る地域協働の仕組みとイメージ



見直し(案)

修正事項

施策の見直しについては、計画期間に記載

地域協働体の位置付けと役割に記載